

5 答申第4号
令和5年6月9日

広川町長 氷室 健太郎 殿

広川町情報公開審査会
会長 蘭田 史

広川町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年8月3日付広政人第238号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「広川町が審査請求人に対してなした公文書の不存在示決定処分に対する審査請求について」

別紙

答申

第1 審査会の結論

- 1 実施機関が行った、審査請求人に対する不存在決定は妥当である。
- 2 実施期間が告発をしなかったことは、違法あるいは不当とは言えない。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年6月20日に行った「処分発令日平成〇年〇月〇日付の処分説明書に記載の、道路交通法117条の2飲酒運転が濃厚な行動をし、停職6月を科された職員に関して、公務員の犯罪告発義務を定めた刑事訴訟法239条2項に基づき作成され司法機関に提出された刑事告訴状」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、実施機関が同年7月4日付でなした公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)について、不服があるのでその審査を求めるというものである。

2 審査請求の理由

令和4年7月7日受付の「審査請求書」等で、審査請求人が主張している審査請求の理由は、「本件については刑事訴訟法239条2項により、広川町に告発義務があるので、その告発文書が存在するはずで、もし告発をしていないならば、違法である。」というものである。

第3 実施機関の弁明要旨

本件開示請求に対する令和4年8月26日付「弁明書」等で、実施機関が主張している「不存在の理由」は、「すでに捜査機関に検知されていた事件であるので、告発をしていない。」というものである。

第4 審査会の判断

1 審査会が認定した事実

本件審査請求における審査請求人あるいは実施機関の前記書面、双方より提出された資料、及び審査の全趣旨を基に、審査会は、以下の通り事実を認定する。

- (1) 広川町は、平成〇年ころ、当時の広川町職員Bに対し、停職6か月の処分をした。
- (2) 上記Bに対する処分の理由は、飲酒運転をしたこと(以下「本件事件」という。)

であった。

- (3) 本件事件については、広川町より先に、捜査機関が検知していた。
- (4) 広川町は、上記 B に対して、刑事訴訟法 239 条 2 項に基づく告発を行っていない。

2 審査会の判断

(1) 刑事訴訟法 239 条 2 項について

ア 刑事訴訟法 239 条 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定する。

イ 「告発」とは、捜査機関に捜査を促すための「捜査の端緒」となる行為である。

ウ したがって、刑事訴訟法 239 条 2 項の趣旨は、いまだ犯罪が公に露わになっていない状況で、公務員がその職務を行うにあたって犯罪があると判断したときは、そのことを告発によって公にしなければならないというものであり、すでに当該犯罪が公になっている場合に、重ねて告発する義務を課すものではない。

(2) 上記 B の本件事件について

上記 B が犯した本件事件については、広川町がそれを認識する以前に、すでに捜査機関が検知しており、実際に捜査に着手されていた。したがって広川町において、捜査を促すために告発をする必要性も義務もなかった。

(3) 結論

以上のように本件事件については、広川町が告発をする必要性も義務もない状況であった。

したがって、広川町が告発をしていないという主張に不合理な点はなく、本件開示請求に対して「文書が存在しない」ことを理由に実施機関が本件決定をしたことは、妥当である。

また、告発をしなかった点に違法あるいは不当な点もない。

以上